

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	2	205	2	205	公共事業費受益者等 負担金債権 200
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	146	30,677	146	30,677	公共事業費受益者等負担 金債権 14,696 損害賠償金債権 13,682
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分 of 停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	8	943	8	943	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み）	-	-	6	544	6	544	諸納付金債権 250 利息債権 128 損害賠償金債権 126
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結 了）	-	-	1	397	1	397	返納金債権 397
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定に より債務者が免責）	-	-	1	1	1	1	免許料及び手数料債 権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	82	23,119	82	23,119	損害賠償金債権 12,237 公共事業費受益者等負担金債権 9,709
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	1	1,075	1	1,075	公共事業費受益者等負担金債権 1,075
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	15	43,027	15	43,027	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	9	33,280	9	33,280	損害賠償金債権 29,161
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	2	10	2	10	免許料及び手数料債権 10
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	4	9,736	4	9,736	損害賠償金債権 6,108 返納金債権 3,568
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	0	-	-	1	0	物件使用料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	53	14, 153	53	14, 153	公共事業費受益者等負担 金債権 13, 290
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	1, 465	77	33, 501	78	34, 967	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み）	-	-	47	28, 120	47	28, 120	損害賠償金債権 14, 594 利息債権 13, 516
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結 了）	1	1, 465	25	5, 105	26	6, 570	損害賠償金債権 6, 565
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定に より債務者が免責）	-	-	5	276	5	276	返納金債権 162 損害賠償金債権 107
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	